

外国人技能実習制度に係る 職業紹介

受入れ団体の皆様へ

財団法人国際研修協力機構

JITCO

外国人技能実習制度に係る職業紹介について

「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）の改正により、平成 22 年 7 月（予定）以降に受け入れる外国人技能実習生については、入国後 1 年目から受入れ企業（実習実施機関）と雇用契約を結んで、つまり労働関係法令の保護の下に、技能実習を行うこととなりました。

本リーフレットは、厚生労働省作成のリーフレットと相俟って、「入管法」の改正に伴い、受入れ団体（監理団体）の皆様にご留意していただかなければならない事項について、補足的に説明するものです。

職業紹介の許可又は届出の必要性について

監理団体は、実習実施機関と技能実習を希望する外国人との間に入る形で雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業を行うこととなりますので、職業安定法に基づく職業紹介の許可又は届出が必要となります。

技能実習を希望する外国人の職業紹介については、外国人技能実習制度の趣旨から、営利目的として行うものではないこととなりますので、監理団体は無料職業紹介の許可を受けるか、又は無料職業紹介の届出を行うことが必要です。（「無料」の意味について（注）を参照）

しかし、監理団体の事情により、無料職業紹介ではなく、有料職業紹介として職業紹介に要する経費について実費を徴収して職業紹介を行うことが適切な団体については、有料職業紹介の許可を受けることとなります（ただし、建設業務について有料職業紹介を行うことはできません）。

この場合においては、営利を目的としないことが在留資格認定証明書の交付申請に当たり明確であることが必要となると考えられます。

なお、監理団体の定款、寄付行為、規約等において、職業紹介事業を行う旨の記載が必要となります。

職業紹介責任者講習の受講について

職業紹介事業者は職業紹介を行う事業所ごとに専属の職業紹介責任者を置く必要があります。したがって、職業紹介の許可申請又は届出に当たり、事業所ごとに専属の職業紹介責任者を置いていることが求められますので、最初に、職業紹介責任者講習を受講させることが必須となります。

職業紹介責任者には一定の要件が必要ですが、成年に達した後 3 年以上の職業経験を経て、職業紹介責任者講習を受講した者は、欠格事由に該当しなければ、職業紹介責任者と認められますので、許可申請、届出の前に受講してください。講習先等については、JITCO としてもお知らせをすることを予定しています。

送出し機関との業務提携契約

技能実習生の受入れに当たっては、監理団体が外国の送出し機関と連携し、実習実施機関と技能実習を希望する外国人との間に入る形で雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業を実施することとなります。

この場合、監理団体は送出し機関との職業紹介に係る役割分担等を取り決める業務提携契約を締結し、技能実習生の受入れを目的とする職業紹介事業を行うこととなります。この契約は、通常、送出し契約の一部として結ばれることとなります。

在留資格認定証明書の交付申請に当たって

監理団体が在留資格認定証明書の交付申請を行うに当たっては、申請書において職業紹介事業の許可があること、又は、職業紹介事業の届出を行っていることを明らかにすることが求められます。

JITCO の行う支援

JITCO としては、監理団体が職業紹介の許可、届出を行う際の便宜を図るため、①職業紹介の許可申請、届出書の様式等、②上記様式の一部の記載例、③職業紹介の許可申請・届出の際の添付書類のうち、「個人情報適正管理規程」、「業務の運営に関する規程」及び送出し機関と監理団体の業務分担について記載した文書等業務提携契約に関する書類の例、④相手先国において送出し機関の活動が認められていること等に関する相手先国の法令及びその日本語訳などをホームページやパンフレットに掲載するなどの方法により周知することを予定しています。

(注) 無料職業紹介における「無料」の意味


職業安定法によれば、「無料職業紹介」とは「職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介」と定義されています。このため、監理団体が職業紹介を行うに当たっては、実習実施機関から職業紹介に係る費用を徴収することはできません。

監理団体の事業は、技能実習生の受入れに当たって、職業紹介に当たる事業以外にも監査や実習事業の把握、講習の実施などの監理事業があります。これらの事業に必要な費用を監理費として徴収することはできますが、徴収した費用に職業紹介に当たる費用が含まれてはいけません。

職業紹介に要する費用として、代表的なものは、職業紹介事業に従事する役員、職員の報酬、送出し機関が行う職業紹介事業に対する負担、送出し国における採用面接の費用などがあります。

また、職業紹介に要する費用は、監理費以外による収入（会費など）で賄うことは可能です。なお、技能実習生を紹介したことにより、他の会員との会費に差をつけるような場合は、職業紹介に係る費用を徴収したものと解されることとなりますので、留意してください。

これらの費用を適切に処理しているかどうかを明らかにするため、監理団体は、経理を区分して事業を行う必要があります。

 (財)国際研修協力機構 能力開発部

<電話> 管理課：03-6430-1198
援助課：03-6430-1196 <FAX>03-6430-1115